埼玉労働局　**Press Release**

平成 28 年 10 月 28 日
〔照会先〕
埼玉労働局労働基準部監督課
監　督　課　長　子安　成人
主任監察監督官　渡邉　佳子
電話番号　048-600-6204

11 月は過重労働（働き過ぎ）防止に取り組みます

～ 長時間労働削減や休暇取得促進など「働き方改革」を継続推進 ～

埼玉労働局（局長　田畑一雄）は、「働き方改革」の継続的な取組として、11 月に「過重労働解消キャンペーン」を行います。

「プラスワン休暇」の呼びかけ、労働局長の企業訪問、働き過ぎ防止等を重点とする企業への立入調査の強化などに取り組みます。

【取組の内容】

(1)労使の自主的取組の促進

埼玉県内の使用者団体や労働組合などに対し、長時間労働削減、年次有給休暇取得日数の増加（プラスワン休暇）など「働き方改革」の継続的な取組について、労働局長名による協力要請を行っています。

また、企業の労務担当責任者や県民を対象に「過労死等防止対策推進シンポジウム」（入場無料）を、11 月 28 日（月）さいたま共済会館で開催します。

(2)埼玉労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問の実施

埼玉労働局長が長時間労働の削減や事務・作業効率の向上などの積極的な取組を行っている県内企業を訪問します。

訪問企業：日本ピストンリング株式会社

11 月９日（水）10 時　さいたま市中央区本町東五丁目 12 番 10 号

(3)休日電話相談

「過重労働解消相談ダイヤル」（フリーダイヤル）を全国一斉に実施し、過重労働、サービス残業をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。

実施日時　11 月６日(日)　午前９時～午後５時
フリーダイヤル　**０１２０（７９４）７１３**（なくしましょう　長い残業）

(4)立入調査（監督指導）の強化

過労死等の労災請求、長時間労働や若者の「使い捨て」が疑われる企業などへの立入調査（監督指導）を、県内すべての労働基準監督署で集中的に行います。

※厚生労働省ホームページに、「過重労働解消キャンペーン特設ページ」が開設されています。

【参考１　これまでの「働き方改革」についての取組について】

埼玉労働局では、「埼玉労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働削減をはじめとする雇用管理を見直す「働き方改革」に取り組んできました。

現在、労働局幹部が埼玉県のリーディングカンパニーを訪問し、「働き方改革」の取組への働きかけや意見交換をおこなっているほか、ポータルサイトに先進的な取組企業の事例等を掲載しＰＲを行っています。

また、昨年から県下の事業場に夏季の「ゆう活」（仕事を早く始めて早めに帰り、夕方を楽しむ新しい働き方、朝型勤務）導入を呼びかけるとともに、早帰りする労働者のメリット等拡大を図るため、平日夕方に飲食店等を利用する方々への時間帯割引等特典を募る等の「埼玉ゆう活応援キャンペーン」を実施しています。

【参考２　本取組の背景について】

今年６月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では「働き方改革の実行・実現のための長時間労働の是正に向けた取組の強化」が盛り込まれました。

また、平成 26 年 11 月施行の「過労死等防止対策推進法」では、11 月を「過労死等防止啓発月間」とすることが定められており、この一環として「過重労働解消キャンペーン」を実施します。

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

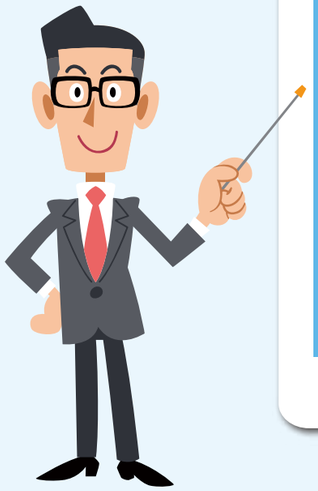

過労死等防止対策推進法では、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、毎年11月を**「過労死等防止啓発月間」**と定めています。

国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死とその防止に対する理解を深めて**「過労死ゼロ」**の社会を実現しましょう。

※「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳・心臓疾患や業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする死亡やこれらの疾患のことです。

過重労働解消キャンペーンのほか、「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死とその防止について考えるシンポジウムを、過労死等防止啓発月間を中心とした期間に開催します。

また、過労死等防止啓発のためのパンフレットの配布や新聞、インターネットなど各種媒体を活用した周知・啓発を行います。

■過労死等防止対策推進シンポジウム

全国42都道府県において計43回開催します。開催会場によって開催日時やプログラムは異なりますので、詳細は専用ホームページで御確認ください。

［開催地］

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県
長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	愛媛県
福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県			

【専用フリーダイヤル】0120-976-344
【専用ホームページ】https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/

～トップが決意を持って、長時間労働の削減に向けた取組を推進しましょう。～

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

無料 過重労働等に関する相談はこちら
「過重労働解消相談ダイヤル」
▶ **0120-794-713**（なくしましょう 長い残業）
11月6日(日) 9:00～17:00

専用WEBサイト 過重労働解消キャンペーン 検索

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

11月は「過重労働解消キャンペーン」期間です。

平成26年11月に施行された**「過労死等防止対策推進法」**において、11月は**「過労死等防止啓発月間」**とされています。このため、厚生労働省では、同月間において、過労死等の一つの要因である長時間労働の削減等、過重労働解消に向けた集中的な周知・啓発等の取組を行う**「過重労働解消キャンペーン」**を実施します。

労働時間等の現状

労働時間の現状をみると、週の労働時間が 60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患等に係る労災支給決定件数についても依然として高い水準で推移するなど、過重労働による健康障害も多い状況にあるほか、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

過重労働と健康障害の関連性

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

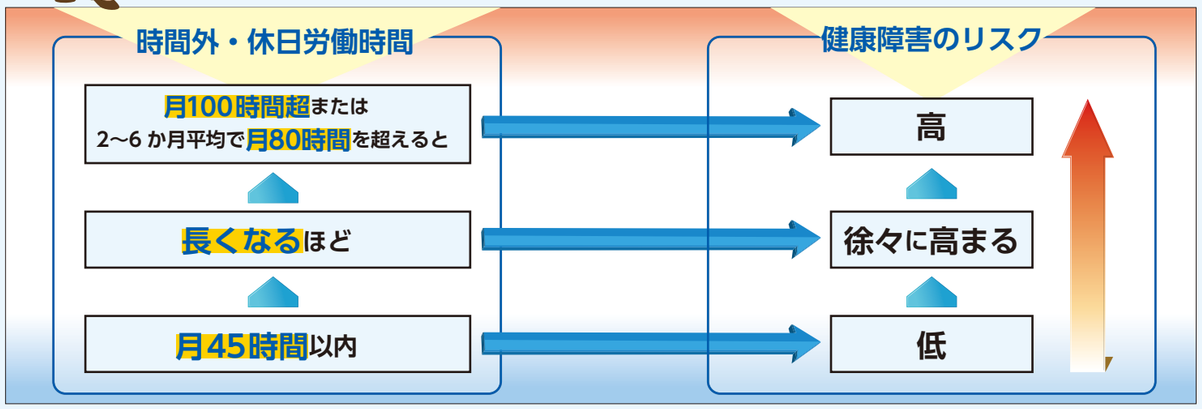

（上の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。）

過重労働による健康障害等を防止するためにも、労働時間を適正に把握※1し、次の措置を講じましょう。

過重労働による健康障害を防止するために※2

①時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 36協定（時間外労働・休日労働に関する協定）で定める延長時間は、限度基準※3に適合したものとする必要があります。
- 特別条項付き協定※4により月45時間を超える時間外労働が可能な場合にも、実際の時間外労働は月45時間以下とするよう努めましょう。
- 休日労働についても削減に努めましょう。

②年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を取得しやすい職場環境づくり、計画的付与制度の活用などにより、年次有給休暇の取得促進を図りましょう。

③労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制を整備するとともに、健康診断を実施しましょう。
- 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等を実施しましょう。

賃金不払残業を解消するために※5

①職場風土を改革しましょう。
②適正に労働時間の管理を行うためのシステムを整備しましょう。
③労働時間を適正に把握するための責任体制を明確化しチェック体制を整備しましょう。

※1「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13年4月、厚生労働省）
※2「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」（平成18年3月、厚生労働省）
※3「労働基準法第36条第1項の協定で定める労働時間の延長の限度等に関する基準」（平成10年労働省告示第154号）
※4 臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わなければならない特別の事情が予想される場合に、特別条項付き協定を結べば、1年の半分を超えない範囲で、限度時間を超える時間を延長時間とすることができます。
※5「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置等に関する指針」（平成15年5月、厚生労働省）

これらについて、あなたの職場で守られているか疑問のある方は

平成28年11月6日（日）休日電話相談▶ フリーダイヤル 0120-794-713 なくしましょう 長い残業 にご相談ください。

厚生労働省では、過重労働解消キャンペーン期間中に、次の取組を行います。

1 労使の主体的な取組を促します。
使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発などの実施についての協力要請を行います。

2 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します。
都道府県労働局長が管内の主要な企業の本社等を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3 重点監督を実施します。
①長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等、
②離職率が極端に高い等、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への監督指導を行います。

4 電話相談を実施します。
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、過重労働をはじめとした労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に対応します。
実施日時：平成28年11月6日（日）9：00～17：00 フリーダイヤル 0120-794-713 なくしましょう 長い残業

以下の窓口でも労働相談や情報提供を受け付けています。

都道府県労働局または労働基準監督署（開庁時間　平日8:30～17:15）
労働条件相談ほっとライン フリーダイヤル 0120-811-610 はい！ろうどう（月・火・木・金 17:00～22:00、土・日 10:00～17:00）
労働基準関係情報メール窓口（情報提供）　労働基準　メール窓口　検索

5 企業における自主的な過重労働防止対策を推進します。
企業の労務担当責任者などを対象に、9月から11月にかけて、全都道府県で計60回、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

【専用ホームページ】http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/

埼玉 会場

過労死をゼロにし、
健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

参加無料

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策推進シンポジウム

日時 平成28年11月28日(月)
14:00～17:00 (受付13:30～)

会場 さいたま共済会館
(さいたま市浦和区岸町7-5-14)
[定員] 200名

主催：厚生労働省
後援：埼玉県（予定）
協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議

埼玉会場 過労死等防止対策推進シンポジウムを開催します。

講師プロフィール

山本 晴義 氏

横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長

「受けよう、活かそう！ ストレスチェック」

(独法)労働者健康安全機構 横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長
(独法)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センター 相談員
埼玉学園大学大学院客員教授(心身医学特論)

1972年 東北大学医学部卒業
1991年 横浜労災病院心療内科部長
1998年 横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長(現職)

専門領域 心身医学 産業医学 健康教育学
医学博士 日本医師会認定産業医 日本心療内科学会認定指導医
日本職業災害医学会認定労災補償指導医

【主な著書】 Dr山本流 ストレスチェック完全攻略(日本医事新報社)
心の回復 6つの習慣(集英社)
ストレス一日決算主義(NHK出版) その他

【DVD監修】 受けよう、活かそう! ストレスチェック(アスパクリエイト)

尾林 芳匡 氏

東京過労死弁護団幹事長

「過労死の実情と求められる防止策」

1961年生、東京大学法学部卒業(菅野和夫「公共部門労働法」ゼミ)
1990年弁護士
過労死弁護団全国連絡会議幹事、東京過労死弁護団幹事長
日本労働弁護団常任幹事

【主要著書・論文】
「過労死をなくすために」(「平和と人権の時代を拓く」所収・日本評論社・2004年)
「採石工場プラント主任の過労死に労災認定」(季刊労働者の権利2002年)
「労働条件切り下げのための子会社への営業譲渡」(労働法律旬報労働法律旬報1514号・2001年)
「Q&A自治体アウトソーシング」(共編・自治体研究社・2004年)
「自治体の外部化と公務労働の行方」(「公務員制度の変質と公務労働」所収・自治体研究社・2005年)
「東京都立4大学の地方独立行政法人化 」(自治と分権第17号・2004年)

プログラム

開会挨拶 厚生労働省 埼玉労働局長

講演「過労死の実情と求められる防止策」 尾林 芳匡 氏(東京過労死弁護団幹事長)

講演「受けよう、活かそう！ ストレスチェック」 山本 晴義 氏(横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長)

家族の会より体験談発表

参加申込について

●会場の都合上、事前の申し込みをお願いします。
(定員に満たない場合は、当日参加も可能です)
●申し込みはWeb又はFAXでお願いします。
●参加証は発行いたしません。そのまま当日お越しください。

会場のご案内

さいたま共済会館

さいたま市浦和区岸町7-5-14

・浦和駅西口より徒歩約10分

Webからの申し込み:下記ホームページをご覧いただき、申し込みをお願いいたします。

https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo

FAXでの申し込み:以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。

FAX番号 03-6264-6445

株式会社プロセスユニーク
過労死等防止対策推進シンポジウム 受付窓口 行

※ 氏名等をご記入いただき、該当する□に✔を入れてください。

過労死等防止対策推進シンポジウム［参加申込書］

ふりがな お 名 前		参加の状況	□ 今回初めて参加する □ 昨年も参加した
企 業 団体名			

個人として参加される方は、次の該当する□に✔をお願いいたします。

□ 自営業 □ パート・アルバイト □ 主婦 □ 学生 □ 無職
□ 教職員 □ 弁護士 □ 社会保険労務士 □ その他 [ ]

※申し込みいただいた個人情報は、主催者が適正に管理し、シンポジウム運営のみに使用いたします。

(お問い合わせ先) 株式会社プロセスユニーク 電話:03-6264-6433 E-mail:karoushiboushisympo@p-unique.co.jp

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のために、年次有給休暇を計画的に活用しよう。

+1

「プラスワン休暇」で、
毎日を充実させよう。
仕事を充実させよう。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

厚生労働省ホームページ　http://www.mhlw.go.jp　働き方・休み方改善ポータルサイト　http://work-holiday.mhlw.go.jp

「プラスワン休暇」で、休暇取得に向けた環境づくりを行い、年次有給休暇の取得率向上を実現しましょう。

年次有給休暇の取得促進に向けて、労使が協力して取り組むことが必要です。

1. 経営のトップによる社内への休暇取得促進の呼びかけ
2. 管理者が率先して休暇を取得
3. 労働組合などによる企業、従業員への働きかけ

計画的な休暇の取得のために、事業場全体の年間計画に、年次有給休暇を組み込みましょう。

働き方・休み方を変える第一歩として、「プラスワン休暇」を実施しましょう。

+1

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のために、「プラスワン休暇」で連続休暇に。

労使協調のもと、土日、祝日に
年次有給休暇を組み合わせて、
3日（2日）＋1日以上の休暇を実施しましょう。

年次有給休暇の「計画的付与制度」を活用しましょう。

年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を結べば、計画的に年次有給休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度を導入している企業は、導入していない企業よりも年次有給休暇の平均取得率が5.3ポイント高くなっています（平成26年）※。
この制度を導入することによって年次有給休暇が取りやすくなると考えられます。※就労条件総合調査

1.導入のメリット

- 事業主　労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
- 従業員　ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2.日数

付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の従業員

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	従業員が自由に取得できる

○前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3.導入例

年末年始に導入すると？

計画的付与の年次有給休暇などと土日、年末年始を組み合わせて連続休暇にすることができます。また、◯点線囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせることで、大型連休にすることも可能です。

2016年12月～2017年1月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	天皇誕生日 23	24
25	年休 26	年休 27	年休 28	29	30	31
元日 1	2	3	4	5	6	7